

平成 3 0 年

行財政改革特別委員会会議録

と き 平成 3 0 年 5 月 1 6 日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 平成30年 5月16日（水） 午後 1時00分～午後 3時21分

場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1委員会室

出席委員	委員長	鈴木 ひろ子 君	副委員長	大 沢 真 一 君
	委員	渡 辺 裕 一 君	委員	渡 部 茂 君
	委員	横 山 由香理 君	委員	高 橋 伸 明 君
	委員	若 林 ひろき 君	委員	塚本 よしひろ 君
	委員	あくつ 広 王 君	委員	安 藤 たい作 君
	委員	石 田 ちひろ 君	委員	大 倉 たかひろ 君
	委員	松永 よしひろ 君		

出席説明員	中 山 企 画 部 長	柏原参事(企画調整課長事務取扱)
	品 川 財 政 課 長	榎 本 総 務 部 長
	米田参事(総務課長事務取扱)	立 木 経 理 課 長
	中 村 都 市 環 境 部 長	鈴 木 都 市 計 画 課 長
	小 林 環 境 課 長	

○午後1時00分開会

○鈴木（ひ）委員長

ただいまから、行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、特定事件調査およびその他を予定しております。

なお、平成30年度幹部職員の異動に伴いまして、本日の委員会からは新しく中村都市環境部長および鈴木都市計画課長に審査に加わっていただくこととなりますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、本日もよろしく願いいたします。

本日は、20名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

また、その中で、2名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

また、写真撮影の申請も出されておりますので、審査の前に写真撮影を許可したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

それでは、写真撮影の方はお願いいたします。

1 請願・陳情審査

平成30年陳情第7号 羽田新ルート計画について、区長の国交省交渉の全容を明らかにするよう求める陳情

○鈴木（ひ）委員長

それではまず、予定表1の請願・陳情審査を行います。

平成30年陳情第7号、羽田新ルート計画について、区長の国交省交渉の全容を明らかにするよう求める陳情を議題に供します。

本件は、初めての審査になりますので、書記に朗読をお願いいたします。

〔書記朗読〕

○鈴木（ひ）委員長

朗読が終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、本陳情に関しまして、ご質疑・ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○石田（ち）委員

この陳情の中にもありますとおり国土交通省に区長が出向いたということで、このやりとりの全容を区民に詳しく報告してくださいということです。この間、私たちも区側に記録がないということで問題だということを言わせていただいているのですけれども、私たちが国会議員を通じて入手した、区長が国土交通省に行って国土交通省の審議官と事務次官に会ったこと、そして、その結果の概要等々も書かれている資料を入手したのですけれども、なので、この交渉、交渉というか、区長が国土交通省に出向いたことに関してわかる文書は、これしかないわけですね。

ですので、ここに沿ってちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、平成28年4月18日に濱野区長が武藤国土交通審議官と会って、環境影響等のできる限りの軽減、安全対策、住民への丁寧な説明、地元へのメリットの創出、これを聞いているわけです。ここをちょっと具体的に伺いたいのですけれど

も、環境影響等のできる限りの軽減というのはどういうことなのか。そして、安全対策、これは何を求めたのか、地元への丁寧な説明、これはこの間区も求めていると思うのですけれども、住民の皆さんは教室型説明会を求めていますけれども、そういうことも求められたのか。

そして、地元へのメリットの創出、これも具体的に何なのかを教えてくださいたいと思います。

○鈴木都市計画課長

今ご質問いただきましたそれぞれについてでございますが、当日この一つ一つの内容について具体的に、例えば住民への丁寧な説明、これはどういったことかというような具体的な申し入れはしてございませんが、例えば環境影響等のできる限りの軽減につきましては、一つは、騒音というところはお話の中で当然ながら出しているというところと、安全対策は、これも落下物あるいは飛行に関する安全管理の徹底、住民への丁寧な説明につきましては、これはそのほかの場でも区のほうから再三、議会のほうからも要望が出ていますが、教室型も含めたさまざまな区民への丁寧な説明というところでございます。

地元へのメリットの創出につきましては、これは当然ながらデメリットが大きいというところで、一番強く申し出るのが、やはりデメリットの軽減というところを強くお話しているというところでございます。

○石田（ち）委員

そうすると、すごく雑駁にといいますか、求めて要望されたということなののでしょうか。安全対策、落下物等はそうなのですけれども、やはり区の上空を飛ぶということで、本当に安全が確保できるのかとか、あと地元へのメリットの創出、まあデメリットのほうが大きいうことだったのですけれども、そうすると、そのメリットというのは、国のほうで考えて出してくださいということだったのでしょうか。やはり、区へのメリットというのは地元だからこそ求めるメリットだと思うのですけれども、これをデメリットのほうが大きいうから、それを少なくするとメリットが出てくるということなののでしょうか。

そういったもうちょっと具体的な中身があったのか、全くなかったのか、本当に区の記録がないわけですから、そして全容を区民に明らかにしてほしいという陳情ですので、ぜひもし具体的にもっとあるのであれば答えていただきたいと思います。

○鈴木都市計画課長

記録資料でございますように、トータルのやりとりが15分程度という中で、非常に短い中でのやりとりでございます。例えば、今委員からお話がありましたが、地元へのメリットの創出を何か区のほうから具体的にこうしてほしい、ああしてほしいということを出し出すことは一切ございません。話の流れの中でこれを考えるのは、やはり事業主体、国策として提示している国のほうがしっかりと考えていただくというところでございます。

先ほどの繰り返しになりますが、それぞれについて騒音ですとか、あるいは落下物ですとか、そういったキーワードといいますか、当然ながらそういったお話、具体的なお話はしましたが、それに突っ込んで、例えば防音対策についてどこそこの何かをどうしてほしいとか、そういった具体的なところは出てございません。

○石田（ち）委員

そうすると、これを出したことで品川区への配慮事項が出たのだということで、当時課長がおっしゃっていたのですけれども、ではそれがこの4月18日に要望したことの答えが品川区への配慮事項だというふうにとめているのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

この後に国のほうから環境に対する影響を軽減する方策というところが出されましたから、区の受けとめ方としては再三再四対応をお願いしていた一つの結果だというふうには受けとめてございます。ただ、それが求めていたものの最終的な形というふうには捉えてございませんで、この影響軽減の方策については、高度を一定程度上げて騒音を軽減するとか、あるいはさらなる低音機の導入で国際線の着陸料の見直しですか、これは実際国のほうが運用を開始してございますが、それから防音対策についても今後その内容の見直しを柔軟に行っていくというところがこの影響を軽減する方策で出されましたが、これが区が求めている最終的な答えだという受けとめ方はしてございません。さらにさまざまな対応を今後も求めていくという受けとめ方でございます。

○石田（ち）委員

そうすると、これで終わりではないということですので、これからも区長が国土交通省に出向いて、また交渉していくということがあるのか、そういうふうにはやはりしていくという方向、方針等が区にあるのか伺いたいのですが、そういうのもそもそも区に記録がない、そして予算特別委員会の総括質疑等々でも伺ってきたのですけれども、そうした庁内でさまざま検討してきたと言いながら、その記録もない。そのために、何をどう区が区民の代表として求めているのかが全くわからないのです。

区長が部長、課長を連れて国土交通省へ出向いて伝えてきた内容の記録が区側にないということは問題だということを、私たちはこの間もずっと指摘をしてきました。国の政策、国策ですね、これが品川区民の暮らしに大きな影響を及ぼす、それに対して区長が要望を伝えに行ったわけです。国土交通省に行くまでの間にさまざま内部の打ち合わせをしたと、そして当日を迎えたのだと答弁はされましたけれども、そのさまざまな打ち合わせの内容を残していない、皆さんの頭の中だけに保存されているということなのでしょうか。

部課長は、毎年なり、年々人事で変わっていくわけですよ。それなのに、何も残さずに区が求めた、そしてこれで終わりではない、そうしたことも今後記録なり区の方針として残していくという考えはないということなのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

当日の記録についてのご質問でございますが、公文書の管理については法律でしっかり根拠、関係法令がございますが、公文書、どういった場合にどういったやりとり、あるいはどういった場で公文書を残さなければいけないよという法律はございません。だからといって残さなくていいという話をしていくわけでは全くなくて、やはりそういった文書、記録、議事録については、そのときと場所によってその都度判断されると。区長、副区長あるいは部長、私も含めていろいろな場、いろいろなやりとりをいろいろな方としてございます。それ全てを例えば速記者がついて記録を行うということは、区としてはやっていないと。ただ、残さなければいけない記録はしっかり残していくと。

では、今回に当てはめるとどうだということでございますが、内容的には何か区の政策をしっかりと求めるとか、区の態度を表明するとか、そういった形ではございませんで、まず環境影響への配慮、区民の方が一番心配している落下物対策、丁寧な説明、これをしっかりとその場で求めるということでございますし、そのほか十、二十の要望を持って当日お話に行ったわけではございませんので、基本的にはその三つの視点をしっかりと、これは何も手持ちがなくても、我々も再三再四国のほうに要望している内容でございますし、それを伝えるという意味で手持ちの資料もございませんし、15分という短い中でそれがしっかり伝わったというところでございますので、当日細かいやりとりもございませんでしたので、議事録も残していないというところでございます。

○石田（ち）委員

記録を残さないということで、再三伝えていることだと。そして、残さなければいけないものは残すと、そうすると今回のが、今課長もおっしゃっていましたがけれども、私は今回は残さなければいけなかったものなのではないかと思っています。区民が一番心配していることについて、区長が要望しているわけですから、その中身は何なのか、何を区長は区民のために言ってくれたのかと区民が思うのは当然のことだと思うのです。そして、これを残さなくていいというのは部長の権限で決めたということで、予算特別委員会の総括質疑でも答弁がありました。部長にそういう権限があるのでしょうか。しかも、区のトップの区長が国土交通省に出向いて要望しているわけですよね。このレベルのものの記録は必要ないということなのではないでしょうか。もう一度お願いします。

○鈴木都市計画課長

先ほどもご答弁申し上げましたが、区長が国、東京都、町会、いろいろな方と、いろいろな機会、いろいろな立場の方とお会いになるということは、これは間違いないことをございまして、それを区長が出席した会議の、全ての議事録を毎回とらなければいけないということではないと思います。

ただ、今回の羽田の件に関して国に出向いて伝えた内容が軽いことかということも申しているわけではなくて、伝えるべきことが明確で、その伝えることが非常に重要なことであって、それが正確に伝わったと、もし仮に議事録をとるとすれば、今私が申し上げた環境配慮、安全管理、丁寧な説明がしっかり伝わったという議事録になろうかと思えますけれども、これはあえてそういったところを文書として残す必要がないという判断に至ったということをございます。

○石田（ち）委員

何度聞いてもちょっと納得できないのですけれども、やはり伝えることが重要だったということですが、やはりこれだけ住民が一番心配しているところについてということで4項目、環境影響等のできる限りの軽減、安全対策、住民への丁寧な説明、地元へのメリット創出、こうしたことを伝える、区長もメモぐらいいは持っていないと、この区民が一番心配している大事なことをしっかりと伝えるということが大事だったのであれば、そうしたメモも必要だったのではないかなと思うのです。そして、それに対して国土交通省がそこで何も言わなかったにしても、どのような状況でそれを受けとめていたのかという区側の評価的なものもあるべきではないかなと思うのです。

どうしても記録があると言えない、区民に公表できないものがあるのではないかなと疑わざるを得ないのです。この間、毎回私たちもこのことを聞いていますけれども、今やはり公文書や行政の記録というのが大変重要なのだということは、多くの方が認識されているところではないかなと思います。

私も昨日別の所管ですけれども、住民監査請求を傍聴して、行政の記録がないことが問題で、区が見直しをせざるを得ないということを目の当たりにしたのです。なので、国政でも問題になっている公文書の隠蔽や改ざん、それよりも今ひどい状況がこの品川区にはあるのではないかなと私は思います。区としてはどうお考えなのか。

それと、やはりこの重大な問題をほかの会派の皆さんはどうお考えなのかというのを委員会ですので、ぜひ意見をお聞きしたいなと思います。自民党、公明党、民進党の、この記録のないことについてのご意見等々を伺えたらと思うのですが、お願いします。

○鈴木都市計画課長

区としては公文書の作成を軽視しているわけでは全くございません。先ほどから申し上げているとおり必要性に応じて、残すべき記録はしっかりと残し、行政全体として活用を図っていかなければいけな

いものは当然活用を図っていくというところまでございまして、繰り返しになりますが、先ほど隠蔽、改ざんというお話も出ましたが、全くそのようなことはなくて、伝えるべきことはそれまでも伝えてきた、今現在も伝えている、この項目について、その場で口頭でお伝えしたと。大きいペーパーで持たなくても、これは区として再三再四お伝えしている内容でございますので、その場で口頭でお答えをして、仮にその場で国の方が、いやいやそれはこれで対応は十分なのですよとか、これ以上やる必要はないですよとか、そういうお話があれば、それは当然記録として残しておく必要はございますが、区のほうでも担当レベル、あるいは部長、課長レベル、担当レベルで再三再四国のほうにお願いしている中では、しっかりと丁寧な説明、これもやってきていただいておりますし、まだまだだと思っておりますが、それを今後もしていただきたいという中では、国のほうからもしっかりとやっていきたいということが出ましたので、記録としてはとどめていないというところでございます。

○鈴木（ひ）委員長

今石田ちひろ委員のほうから区長と部課長も同席しながら、国土交通省に対しての交渉を行ってきたと、その交渉記録は審議官、それから事務次官ともに国土交通省のほうには記録があったわけですが、それに対して品川区のほうには一切その記録がない、そういうことに対して、あるべきなのではないかというふうなところに対してどうかという他会派のご意見をお聞きしたいという発言がありましたので、自民党、公明党、民進党、そのことに対してはいかがでしょうか。

○渡部委員

後ほど態度表明しますので、そこで全部話します。

○鈴木（ひ）委員長

審議のためにも、できればそのところで言われるのであれば。

○渡部委員

お答えすることは何もないので。

○あくつ委員

先ほどから質疑を伺っていて、まさに公文書のあり方のことを質問されていらっしゃるのだと思います。今回の陳情は、まさにそういう趣旨ですから、そういう質疑があってもいいのかなと思うのですが、国会でもこれも何度も言われていますけれども、公文書のあり方については公文書管理法という法律があって、昨年末にはその運用については新たなガイドラインが出て、国会でもそれを審議しているという状況でありますので、それはこの場において、この陳情において全体の公文書のあり方について審議をするというのはちょっと場が違うのかなというのが一つあります。

あと、後ほどちょっとこの内容についても質問したいのですが、そういうお時間はとっていただけるのでしょうか。

○鈴木（ひ）委員長

中身。

○あくつ委員

かなり長い今質疑をされていらっしゃいますけれども、私どもも質問させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○鈴木（ひ）委員長

もちろんです。

○大倉委員

これに関しては、また別の機会でもしっかりと議論するところは必要なかなと思っております。

○石田（ち）委員

私たちはすごく、非常に問題だなというふうに思っていますし、文書、記録を残さないということは、議会も区民もチェックできない、先ほど課長も軽視しているわけではないというのですけれども、軽視していると言われても仕方がない今状況にあるのではないかなと思うのです。そして、隠蔽改ざんではないというのですけれども、記録がないので、それを幾ら言ってもやはりなかなか難しいのかなというふうに思うのです。

議会も区民もチェックできないまま、知らないままこの重大問題が決まってしまったかもしれないと思うと、本当に大問題だと思うのです。今回のこの件も、2年間にわたって明かされてこなかったわけです。区長が国土交通省に出向いて、そしてこの内容、昨年11月のタウンミーティングで初めて明かされたわけで、本当に重大な問題だと私は思っていますので、ぜひ皆さんにもその認識を持っていただきたいなと思って伺いました。

○あくつ委員

陳情の趣旨を拝見させていただきました。それで、区民の中に心配がある、これは本当に、当然そのとおりだと思います。その中で、ちょっと私が最近気になっているのが、この文書の中にもありますけれども、正直本当にわからないのでお聞きをしたいのですが、不動産価値の低下などが大変心配ですというご懸念が示されています。この不動産価値の低下、私も第4フェーズの説明会に行きましたけれども、これが実際に、私はないとは言いません、ないと言っているわけではないのですけれども、ただ実際にこういうことが起きているのかどうか、不安の声に答えるという意味でも、たしか国土交通省の説明だと因果関係がないとか、そういうちょっと、はっきり言えば余り丁寧ではない説明だったのですが、ここについて区としてどういう、あとテレビ番組の報道等で不動産業の方が出てきて、ちょっと根拠が不明な計算式を出されて、何千万円下がります的なことをおっしゃるのですけれども、これが果たして適正なのかどうか、ちょっとそこについて何か情報があれば教えていただきたいと思います。

○鈴木都市計画課長

不動産価値の下落につながるのではないかとということで、国の考え方的一端をご紹介いただいたようなところがございますが、国の考え方とすれば、不動産価値、これは一般的にはさまざまな要因によって決定されるものだということと、あと具体的には伊丹、福岡空港周辺においては、航空機騒音によって不動産価値が下がるといった直接的な因果関係はないという説明を国のほうはしているという状況でございます。区のほうでは私のほうでも、例えば最近の区内の不動産のホームページで何かそういった羽田のことがうたわれているとか、そういったことは見てみましたが、基本的には、全部が見切れているかどうかというのはありますが、不動産売買に当たって、不動産の方がそういったうたい方をしているというのはちょっと拝見できなかったということと、あと、これも直接的に、そのために来ているわけではないということはあるかもしれませんが、不動産関係でよく来られる部署とすれば建築課がございますが、そちらにも確認しましたが、窓口で不動産関係の方がご相談なり愚痴といえますか、そういった形で何かお話になったということも情報としては聞いていないところでございます。

先ほどの、私もちょっとテレビに出た方のやつは拝見してございますが、国のほうはたしか一事例を紹介して、そういった下落をうたっているところはあるが、たしか国のほうでは一つ一つの根拠を示して、この辺に根拠がないよというところの情報は確認しているというところでございます。

○あくつ委員

区のほうでは確認をされていないということで、まことしやかに不動産価値が下がるというような情報、特に私の地元もマンションが非常に多いところでもあります。そういう中で、そういう不安をあおる言動をされている方もいることは私も存じ上げています。ただ、これは下がらないとも限らないわけですね。これは私もはっきりはわかりません。さっき言ったように因果関係ははっきりしないということですから、一つの要因になる可能性はあるかと思います。

一応私が調べたところによると、その不動産会社の方は、アメリカの米国連邦航空局というところの報告書を根拠として、その報告書自体もあくまでケーススタディーであって、これによって不動産価格の下落を立証することはできないと結論づけている報告書なのですが、その報告書の計算式をもとに、しかもその計算方法は、それにのっとっていない、1日の平均ではない、まさに最高点の騒音のところをもとにした、根拠にした計算式で、ちょっと言い方は申しわけないのですが、報道のあり方としてどうなのかなというような、ちょっと不安をあおるような報道があったのですが、そういうことに対して、直接的には区は関係ないかもしれませんが、私がテレビを見たときには、まさに品川区の物件の価値が下がるというような報道をされていたのですけれども、こういうことに対して、区として反論するというのは、反論すべきものなのかどうかということもありますけれども、何らかの反応というのは国もしくは区として反応するということはあるのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

そういった内容に区が直接反応して、例えばテレビ局等に申し入れをするということは考えてございません。しかしながら、国のほうは公の資料として、私も公として見ましたから、そういった検証した内容はこうで、おかしい点があるよというところは示してございますので、それを広く区民の方に知っていただく、あるいは区内の不動産関係の方にご説明していただくと、そういうことは申し入れとしてしっかり必要ですし、しっかりしていきたいというところでございます。

○あくつ委員

先ほど申し上げたとおり、今回の問題が不安をあおっているという部分もあると思うのです。不安をあおられてしまう部分もあると思うのですが、不安を少しでも、もしこれが誤解とか、もしくは意図的に誤ったことを伝えている、そういうことであるならば、これは区民の不安を少しでも軽減する必要がありますので、ぜひそういったことはお願いをしたいと思います。

○安藤委員

まず、今の資産価値の下落の点に関しては、幾つか情報といえますか、共産党が伊丹空港に調査に行ったときに、かなり着陸寸前の直下となっているところというのは非常に物件の価格が安くて、いわゆるちょっと所得がさほど高くない方々というのですかね、子育て世代とかで、なるべく低廉な家賃のところに住みたいという方々がそこを買って住んでいたというような状況も実際に現地の方から伺いました。

あと、豊中市のほうに、うちの都議会議員が問い合わせをしたそうなのですが、やはり資産価値については影響があるので、固定資産税の軽減の制度をとっているのだという話を聞いたという話も伺っていますので、やはりかなり因果関係があると見るのが自然なのではないかなと思いますので、ここは重要な区民への影響という観点で、しっかり国の、本当に丁寧ではない説明だと思うのですけれども、答えているようで答えていないという説明しかしていませんので、しっかり実際はどんなのだというところは最低限明らかにするよう、より強い要請をしていただきたいというふうに私は思います。

それで、ちょっと内容なのですが、陳情の項目で、やりとりの全容を区民に詳しく報告してく

ださいとありますけれども、やはりこれだけ重要な問題でのトップ会談ということになりますので、当然全容というのをつづさに報告するのは当然だなというか、そういうふうに区民の方が求めるのも当たり前だと思うのですけれども、区としてはこのやりとりの内容を区民に報告するという考えがあるのかどうか、どのような形で報告するつもりなのか、まずお伺いしたいというのが一つと、それとこの2回に分けてということ、4月、5月ということですが、2回に分けて国土交通省と面会した理由というのは何なのか、この2回以外国土交通省に行ったことがこの件であるのかどうか、区としてはこの件で国土交通省に何回出向いたのか、そこら辺もあわせてお伺いします。

○鈴木都市計画課長

区の基本的なスタンスをしっかりと区民の方にお伝えするという事は非常に重要なことでございます。今ご質問いただきました区長が国土交通省に出向いたやりとり、要望したことについて今後区民の方にお知らせするかというところのご質問につきましては、例えばホームページ上でそういった何月何日にこういう要望をしましたよという形で出すということは今考えてございませんが、これは再三再四申し上げておおり、区長あるいは部長、課長あるいは担当、関係する部署以外の例えば管理職全員を含めて区の基本的なスタンスは共通として持っているものでございまして、それは区のホームページにも例えば東京都を經由して、こういった基本的な区のスタンスを要望として上げていますよというところは載せていますし、誰かがどこかで言った発言が違うとか、そういったことがあれば、非常によくない、よくないというか、あり得ないことではございますが、そういった基本的なスタンスは折に触れてホームページあるいはさまざまな場面で区民の方にお伝えしてございますので、直接的に何か国土交通省のこの場を切り抜いてお知らせするという事は考えてございません。

それから、区長ということで、副区長を含めてですけれども、この2回以外に国土交通省に出向いたということではございません。

○安藤委員

繰り返しますが、これだけ重要な問題でのほぼトップ会談ですよ。向こうは事務次官ということで、そして区長ということですので、やはり非常に重要な意味を持つ内容なので、これはこれだけ切り出してといいますか、しっかりと区言葉として説明するのがある意味当然なのではないかなと思うのですけれども、やる考えがないということではよろしいのでしょうか。

それと、この4月18日、5月17日以外に区として公といいますか、区として国土交通省に出向いたことはないということでしたので、これは、ではこの2回のみということの確認ですね。

それと、2回に分けて行った理由というのをちょっと伺ったので、何で2回に分けて行く必要があるのかがちょっとわからなかったもので、そこもあわせてお伺いします。

○鈴木都市計画課長

まず、2回に分けて行った理由でございますが、事務次官ですと事務方のトップと、審議官ですとナンバー2でしょうか、非常に国の上の方に区の考えについてしっかり説明あるいは伝えるということの重要性を認識しておりましたので、最初から2回に分けて行きましようかというところ、私はその段取りの場にいたわけではございませんが、やはり何回でも、何回でもといいますか、上の方にしっかり伝えるということは重要という認識で2回行ったというところでございます。

それから、この件を区民の方にお知らせすることはないのかということではございますが、国のほうに区の考えをしっかりと伝えていきますよと、その伝えている内容はこうですよというのは、さまざまな場面、さまざまな方法でお伝えしてございます。ですので、やらないということではなくて、区長もタウン

ミーティングで国の方とお会いして、そういったことを伝えていきますということはお話ししましたが、やらないということではなくて、国にしっかり伝えていきますよというのは今後も区民の方に説明あるいはお伝えしていきたいというところでございます。

○安藤委員

2回しか行ってないということをおっしゃっていましたので、2回とも区長が行っているわけなのですけれども、そうした貴重な国との直接面談、そして言葉を伝える場ということなので、やはりこれはきちんと陳情のように報告するというのは区民に対する当然の仕事だと思うのですけれども、やらないというのはおかしいと思いますが、いかがですかね。私はやるべきだと思います。再度伺いたい。

そして、それぞれ4月と5月の中身なのですけれども、国には記録が残っているという紹介がありましたけれども、箇条書きなのですけれども、先ほどのやりとりの中で、地元へのメリットの創出の部分の質疑がありましたが、何か先ほどの答弁ですとデメリットを軽減することがメリットですみたいな話でしたけれども、これは明確に地元へのメリットの創出と書いてあるので、これは先般の予算特別委員会の総括質疑の中でも、このメリットの中身は何ですかと聞かれて、区は具体的な項目ではなく、その内容は国が提示すべきものと述べておりますが、どのようなものを想定しているのか、ある程度こちらがメリットというのですか、想定していないと、評価すらできないでしょうし、言われた国も困ると思うのですよ。それは国が考えて全部提示しろということなのか、改めて伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

先ほど来からの、この国土交通省に出向いた内容を区民の方にお伝えしないのかということですが、繰り返しになりますが、国へ区の基本的な考えを、スタンスをお伝えするということは今までやってきましたし、これからもしっかりやっていきたいというところでございます。

それから、メリットについてのご質問でございますが、このメリットについては、やはり一番低いところを飛ばす品川区について、国のほうが、例えば先ほど私が申し上げましたが、デメリットをそのままわかりました、許容しますよ、それに変わる何かメリットをとということがスタートの第一前提ではなくて、区としてはデメリットの軽減、区民の方が不安に思っているらっしゃる、一番はやはり直接的には落下物あるいは騒音について、この不安を、デメリットを軽減できるものについて求めていくというのが、その裏返しでメリットにつながっていく。さらに、やはり区全体に、何か例えば来訪者の方が区に滞在するとか、何かその場で、具体的に区が何かこういうことをやってくださいとかということをお伝えしているわけではなくて、そういった区のことをしっかり見据えて、国のほうで考えていただくというのが区のスタンスでございまして、それはしっかり国のほうがまず考えていただくというところでございます。

○安藤委員

再三議会でも出ていますけれども、今回のデメリットははかり知れないデメリットですから、それを上回るようなメリットというのはいり得ないと、特に落下物の問題やそういう問題については人命にかかわる問題になってきますので、やはりそれはそうだと思うのですよ。ですから、ちょっとそこら辺は認識をちょっと改めていただきたいと思います。

5月のほうの国の記録なのですけれども、少し具体的にお伺いしますが、ここでは区長は事務次官に向けてインフラや空き家対策について国土交通省を挙げて品川区に目を向けているというメッセージがあるとありがたいというふうなことを述べているという記録があります。そのインフラ整備とか空き家対策は何なのかということで、総括質疑でも質問がありまして、区は区として力を入れている事業であ

るということで一つの例として挙げたものと述べているのですけれども、具体的に区が力を入れているインフラ整備というのは何を指しているのか、何の事業のことなのか教えてください。

それと、国土交通省を挙げて品川区に目を向けているメッセージというのは、具体的には何を指すのか、どんなことを指すのでしょうか。何か特別な事業が、品川区だけの事業が立ち上がるとか、あるいは文書が届くとか、何かいろいろあると思うのですけれども、それはどんなことを指すのか伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

5月17日の事務次官とのやりとり、国の記録の中のインフラ、空き家対策というところでございますが、こちらのほうも非常に短時間の中でのやりとりというところでございますが、何か区長が特定の場所のインフラ整備をということでは全くございません。やはり、品川区全域的にいろいろなインフラについても課題を抱えておりますので、それはその各事業において担当が都なり国なりにこれまでもさまざまな機会要望してきている。

空き家対策についても非常にこれは全国的な課題として出ていますが、品川区についても、空き家については非常に大きい課題だと受けとめてございまして、それを所管する国土交通省の方にこの場をかりて、これはまたさまざまな機会を捉えて今までも、これからもやっていくことになると思いますが、そうした機会がありましたので、その場でインフラ、空き家対策について、その先の品川区に目を向けてというところでございますが、これは当然ながら品川区をぜひしっかり見ていただいて、さまざまな課題を一緒に考えていただきたいとこの場で申し上げたところでございます。何か具体的な場所、内容をもって申し伝えたことではございません。

そのメッセージという言葉もございましたが、ぜひ品川区をしっかり見ていただきたいというところは、これは私ども担当部長、課長、これは当然区民の方のために仕事をしている者にとっては、やはり思いとしてしっかり伝えていきたいというところでの発言だったと思います。

○安藤委員

今、結局何も説明していないと思うのですけれども、インフラというのは水道もあれば、道路もあれば、建物もある、鉄道もあります。何を区長はこの場で伝えたのか。インフラだけという言い方はちょっとあり得ないですね。ちょっとそこら辺はもう一度お伺いしたいのと、それと、ちょっと今品川区長の当日の何か発言みたいなもの、引用みたいな感じの答弁もあったような印象があったのですけれども、一緒に考えていただきたいと述べましたみたいな、それは何かやはり品川区の中に当日の記録があるということなのですか。私たちはそれを出してほしいと言っているのですけれども、そこら辺はいかがなのか。

とりあえずそれでお願いします。

○鈴木都市計画課長

先ほども申し上げましたが、インフラの中身について、これはさまざまな課題がありますが、その場で区長が何かを個別に提示して申し伝えたということではございません。

それから、先ほど私の答弁の中で一緒に考えていきたいというところは、何か私そのときの議事録を見て、区の議事録を見て申し上げたわけではなくて、ここはちょっと訂正させていただきますが、やはりそういう思いを区にしっかり目を向けていただきたいという思いでお伝えしたのではないかとこのところでございます。何か一緒に考えていただきたいというのを、私が何かを読んでこの場で発言したわけではございません。

○安藤委員

そういった当日何を要請したのかというのを品川区全体で共有する意味でも、そういった何を要請して、どういう結果だったのかというのは、記録を残すというのは行政運営として当たり前なことなのですよね。それがないと、何をどう意思統一しているのだという話になってしまいますので、そうなのですよ。

あと、ごめんなさい、ちょっと戻るのですが、4月のほうの環境影響、できる限りの軽減ということで騒音の話がございましたが、それにかかわって既に昨年の予算で50カ所の騒音測定調査が行われていましたけれども、具体的にどのようなところをどういう手法ではかったのか。この騒音測定の調査の目的は何なのか伺いたいというのが一つです。

それと、記録の問題についてもちょっと私は伺いたいのですけれども、ちょっと確認なのですけれども、今回の会談に臨むに当たって、予算特別委員会の総括質疑では、さまざまな内部の打ち合わせを行ったと。ちょっと議事録を読み上げますと、「今回も、もちろん行くまでの間に、さまざまな内部の打ち合わせは行ってございますが、こういったものについても、以前からの国の資料とか、議会からの意見書、そういったようなものもございましたので、その辺をもとに打ち合わせをし、当日を迎えた」と。さまざまな内部の打ち合わせを行ってきたと答弁しているのですよね。「特にそのための経営会議等を開いたようなことではない」というのも答弁がありました。では、その当日を迎えるに当たって、どんな打ち合わせを行ってきたのか、打ち合わせとは経営会議ではないということであれば、一体何なのか、誰が参加した打ち合わせで、内容はどうなのか。その打ち合わせの記録の資料などは、これは当然残っているのではないかと思いますけれども、当日持っていかなかった、そんなことはあり得ないと思いますけれども、あるいは向こうに渡す文書はつくらなかった、そういうこともなかなか考えにくいですが、仮にそうだったとしても、事前の打ち合わせの記録資料というのは、つくらなかったのかどうか、それは残っていると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小林環境課長

私のほうからは、環境騒音調査の実施についてのご説明のほうをしたいと思います。

昨年度の予算の中で、約800万円使用いたしまして、環境騒音調査のほうを実施しております。この目的でございますが、区内50カ所で現状のまちの音の状態、これを暗騒音といたしますが、暗騒音を調査することが主な目的でございます。一つはまず機能強化を今後実施された際には、その比較として使用できること、またもう一つは、機能強化とは別に、環境課としてはこのような暗騒音の把握というのは今まで行ったことがございませんでしたので、日常におけるさまざまな騒音や苦情等にも活用していきたいといったところから昨年度実施したものでございます。

区内600mメッシュに区切りまして、3日間連続してその音の状態を測定したものでございます。600mメッシュに区切りまして、区内施設50カ所、特に区立の小学校、それから中学校、保育園、児童センター、公園等を使って測定したものでございます。

○鈴木都市計画課長

国土交通省に出向くまでの内部の打ち合わせの状況ならびに議事録の作成でございますが、これは基本的には庁内の担当者が打ち合わせを行った。打ち合わせの内容につきましては、基本的には区のスタンスというのは、これは早い段階から決まっていたというか、スタンスはありましたので、それに対するそれまでの区の対応ですとか、あるいは都の方に聞いたりしながら、こういった動きがある、ああいった対応をしていただいたというところの確認を何度かして、当然その状況を区長のほうにも説明を

して、再度基本スタンスを確認したというところでございまして、何かそのときに資料、議事録をつくって、区の例えば担当部署での統一の考えをつくったとか、そういったことではございませんので、しっかり区の伝えてきたことに対して今の国の状況、これまで国のほうがやってきた、あるいはこれからやろうとしていることについていろいろな情報をとりながら、その辺をしっかりと伝えられるように区長にお伝えするというところで何度か打ち合わせをしたというところでございます。

○安藤委員

あくまでそういう文書は作成しないということでございますが、にわかになかなか物がなから何とも言えないのですけれども、もう一点伺いたいのは、これは何度も言っているように、トップレベルの直接交渉なので、しかも時間も10分から15分ですので、普通は要望を事前に国土交通省に文書として送りますよね。そうしておいて、直接会談に臨むというのが普通の手続、当たり前スタンスだと思うのですけれども、事前にそうした文書なども送っておかなかったのか、今国土交通省にも追加でちょっと確認をさせていただいているのですけれども、そこら辺、事前にそうした文書を送らないでやったのかどうか、そこを確認させてください。お願いします。

○鈴木都市計画課長

当日文書を手渡さなかったのか、手渡していないのございますが、基本的には区の態度を明確にしっかりお伝えしなければいけない、これはいろいろな場面であろうかと思えます。しっかり文書で提出するというところは、ほかの場面では必要なときもあるかもしれません。

今回については、これは再三お伝えしているとおりに、基本的には区が区民の方が不安に思っていることを直接尋ねて、しっかりと伝えるということが非常に重要なことですから、その内容は文書を手渡さなくてもしっかりそれまでも伝えてきましたが、しっかり伝わるという判断で出向いたところでございます。

事前に何か文書を、こういった内容を当日お願いしますよというやりとりはなかったかというところでございますが、何か文書を事前に送ったということはございません。ただ、当然ながら、こういう今までお伝えしてきたことをしっかりお伝えしたいというところは事務レベル、担当レベルではあったのではないかと、これは私の想定でございますが、あったのではないかとというふうに考えてございます。

○安藤委員

事務レベルでは何か事前にやりとりしていたというのは、そこら辺はちょっともう少しどんなやりとりをして下準備をしていたのか伺いたいというのが一つです。

それと、やはりちょっと直接訪ねて会うこと自体が重要というのがちょっとよく理解できないのですけれども、やはり中身があって、何を言うかというのが重要なのではないですか。直接会えばいいというものでもないわけですよ。ですから、そこのちょっと何度伺っても会うことが重要だと答えられるその意味、そこにどんな意味を持たせていたのか、考えを伺いたいというのが2点目です。

○鈴木都市計画課長

事務レベルの話、私は想定でと話しましたが、当然区のスタンスをしっかりと伝えたいということで、事前にご連絡をしたというところはあろうかと思えます。当然ながら国のほうも何をしにいらっしゃるのですかという話になりますから、それは区の考えをお伝えしたいというところのやりとりはあったということでございます。

それを何か文書でこういう内容をお伝えしますということはございませんでした。私は決して会うことが重要だというふうに先ほどから申しているわけではございませんで、直接会って、区の考えをしっ

かりお伝えすると、当然そのお伝えする内容も重要でございます。

○安藤委員

会いたいということを事前に伝えていったという事ですけども、国はどんな考えなのですか、ちょっと文書で送ってくださいとも言わなかったと。というか、言われたのかもしれないですけども、文書は送られません、当日口頭で伝えますと言ったのか、随分とフレンドリーな関係といたしますか、ツーカーといたしますか、通常でしたら、やはりこの新飛行ルートを実施する上で、鍵となるやりとりですよ。地元中の地元の品川区が来るといったら構えますよね。それで、事前にどんな要請をするのだろうか、それは当然つかんでおきたいというのが国の普通の考えだと思うのですが、どうも何なのでしょう、やはりすごくそこら辺に不自然さを感じるのです。

今回結局文書をつくらないという判断で当日もやったということで、それはその判断や決定は時の都市環境部長が行ったという答弁が総括質疑でありましたけれども、区長が直接みずから出向いて行動する交渉なのに、区長にも諮らず、文書をつくらないという判断を部長が決定、判断したというのですけれども、そもそもそんな決定をする権限というのは部長にあるのでしょうか、伺いたいと思います。

また、この判断、決定そのものが、この羽田の新ルートという問題の重要性やこの行政運営上からいっても、重大な間違いだと思うのですけれども、いかがでしょうか、伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

国のほうには、そういった場を設定するに当たって、当然ながら事務担当レベルでこれまで国のほうに申し伝えてきたことを直接区長がお会いしてお伝えしたいというところのやりとりはしてございます。当然ながらそういうやりとりはしてございます。

それから、文書をつくらないという決定権が部長にあるのか、それでいいのかということでございますが、それはその場で参加した部長あるいは課長が、やはり区がお伝えしたことに對して何か国のほうで、先ほども申し上げましたが、それはもう違いますとか、そういったやりとりがあればしっかり記録として残しておくというところは重要かと思いますが、先ほどご説明したとおり、これまでやってきた内容で国のほうもその要望に関してしっかり受けとめて、今後もしっかりやっていきますというところでございますので、議事録をつくる、つくらないという判断よりも、しっかり区の思いは伝えてきたというところは参加した者が感じて、それを持ち帰って、事務レベルにも口頭で伝えたというところでございますので、何かそれを部長が決定するのはおかしいというところがありました、それはそうではないというふうに考えております。

○安藤委員

その場には区長が参加していたし、そういう重い交渉なわけですけども、部長はわきでそういう判断をしたということのようですが、区長はやはり行政運営からいって、この交渉の重要性、会談の重要性からいっても、やはり当然文書、しっかり記録というのは行うという判断をしなくてはいけない立場なのではないかと思うのですよね。部長に基本的には任せているということでしたけれども、当日区長からこれを記録しておいてねという指示はなかったということなのですかね。これは指示がないこと自体がちょっとどうなのかなと思わざるを得ないのですよ。そこら辺はどうだったのでしょうか。区長の判断という点では、当日何もなかったのか、記録を残してほしい、残すべきだ、残しておいてねという指示はなかったのか伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

やはり区長は、さまざまな場面、あるいはさまざまな方と本当に日々多くの方とお会いして、いろい

ろな話をさせていただきます。それを一つ一つ、先ほども申し上げましたが、速記者が横にいて、記録をとって、あるいは随行者がとるということは、それを一つ一つ区長が指示するということは、状況によってはあるのかもしれませんが、ないのかなというところでございます。

当然ながら同行した者が、それは職責ある者が同行してございますので、その判断は職責ある者が判断をして、これが後で、あのとき、あの事務次官はどういう発言をしたかなと聞かれたときに、わかりませんか記憶にないような内容あるいは長時間の内容であれば、それは当然まずいわけでございます。10分、15分の内容で、しっかり区の要望、基本的スタンスをお伝えして、それに対して国のほうもしっかりやっていますということでございますから、これは部長の判断で記録としてつくらなくてもということでございます。

○安藤委員

区長がタウンミーティングでは、約束していただいたというふうに言っているのですよね。デメリットしかないけれども、品川区にとってのメリットを提示しろと交渉して、メリットの提示を約束してもらったと。そういうことを言っているのですが、この国の記録を見ると、ご要望については勉強したいとか、5月のほうですね、インフラ云々のときは勉強したい、4月は事務的によく調整させてほしいと、ちょっとニュアンスが若干変わってくるわけなのですよ。ですから、やはり当然区としても記録をしておかないと、自分たちの出した要望がどこまで伝わったのかというのは証明できないし、判断もできないし、ほかの人に説明もできないと思うのですよね。だから、私はこれは絶対おかしい問題だと思っ
ていまして、ましてや、区長がこういった問題に対して、当日しっかり記録を残すという指示もなかったというのは、これはちょっと羽田問題について、区民の不安や危機感に対して、ちょっと危機意識がなさ過ぎるなというふうに思わざるを得ません。

○石田（ち）委員

安全対策のところ、騒音、落下物というようなお話がありました。この落下物対策ですけれども、国土交通省が3月に出了した落下物の強化策として、落下物対策総合パッケージというのをホームページにも出してあります。これについての区の評価、またもし課題があるなと思うのであれば、それを教えてください。

○鈴木都市計画課長

国のほうが3月26日だったと思いますが、国のホームページ等で落下物のパッケージ対策を含む案でございますが、公表してございます。その内容についても確認させていただきましたし、国の方からも説明を受けてございます。基本的にはそれまで落下物についてはある意味特に海外の航空会社については、会社ごとに任せていると言ったら変ですけども、それぞれで取り組みをしていただいたというところをしっかりと同じ内容で日本の航空会社、さらに海外から来る航空会社についても強化策として徹底していただくというところについては一定受けとめておりますし、再三区のほうで要望していた内容で国のほうも検討していただいているのではないかとこのところ受けとめているところでございます。

当然ながら、やはり落下物をゼロにしていきたい、ないようにしていきたいというのが区民の方の思いですし、区としての思いでございます。今は案の段階でございますので、これを国のほうが今後どう案をとって、あるいはさらに内容を膨らませて、充実させて進めていくのかということも含めて、しっかりと見ながら、当然ながらさらなる対策についてもこれで本当にゼロでしょうかということも含めて、しっかりと継続して国のほうに申し伝えていきたいというところでございます。

○石田（ち）委員

国からも説明を受けられて、そして一定受けとめていると。しかし、落下物をゼロにさせていただきたいというのが区の思いだということでしたけれども、私たちも国土交通省に行きまして、この説明を受けました。そして、それぞれ質問等もしてきたのですけれども、これはゼロを目指す対策であって、ゼロにする、ゼロにできるということは一切言われなかったです。これはこの間もずっとそうなのですけれども、目指すと。ですけれども、起きては困るし、起こってしまえば、落下物が一たび起きれば、命を奪う危険ですので、これはゼロでなければいけないと思うのですね。なので、これは案だということですが、しかし、ゼロにする対策ではないので、この区の思い、ゼロにさせていただきたい。私たちも本当にそうなのですけれども、これは本当になかなかな対策なのだということを私たちは受けとめてきました。

それで、落下物の対策基準、これを策定していくということなのですね。これは世界的に見ても初めての基準だと。だから、世界から見ても、初めてつくらなければいけないほどの危険なことへの基準をつくるということなのだということも受けとめました。そして、その基準も外国航空会社に落下防止対策を義務づけるということだったので、事業計画書にこうした落下物対策を記入する、このことを義務づけていて、では、かといって、その落下物対策が講じられた航空機が飛ぶわけではない。この基準に合わせた対策が講じられていない航空機でも飛ぶことは可能なのだということを国土交通省は言われました。なので、結局こうした基準をつくっても、品川の危険は取り去れないのだということもわかりました。

そしてさらに、機体のチェックですね、これも要請ベースで、義務ではないのです。お願いして、断られたら、できないのです。なので、落下物、部品が落ちたかどうか要請ベースなのです。義務ではないのです。なので、離陸する前と着陸したときの部品の数が違ったり、部品が脱落していると、そういうことも要請ベースなのです。義務ではないのです。必ず報告しなければならないことではないのです。なので、どうやってこのルート直下の地域の安全を守るのかなというのは、聞きに行ったみんなが感じたことでした。

ですので、区もさらなる対策をとということでしたけれども、落下物はゼロにならない、そして義務づけたのは事業計画に記入をすることだけで、あとはみんな要請ベースだということの緩い対策を到底受け入れるわけにいかないかと私たちは思ったのです。まだ案という状況ですけれども、区の落下物の強化対策、ゼロにさせていただきたいということでしたけれども、ならないということが私たちは明らかだということを受けとめてきました。そこら辺は区のほうは改めて国土交通省にこの対策のもうちょっと細かな、具体的なところを聞き取っていただいて、これでは危険過ぎるし、安全対策とは言えないということをぜひ言っていただきたいと思いますと思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

今回3月に示された基準の対策案の内容については、私はその資料に書かれていて、これまでは各航空会社に任せていたということを知って、一つびっくりしたところがあって、しっかり各航空会社で対策は立てて、しっかり実行してくださいね、当然ながら、そのやり方、内容、これは飛行機自体が場合によっては形ですとか、そういったものが違うので、そういったところもあるのかとは思いますが、そういったことも区民の方は知らない。私が驚いたということもございますから、区民の方はまだまだ知らない方がいらっしゃるのではないかと思います。

それを、国のほうでは統一して事業計画に位置づけて、これを義務として位置づけてもらうということ

ころは、区の受けとめとしては、一歩進んだのかなというところは先ほど申したとおりでございます。それを進めていく中では、やはりどこが必ずやらなければいけないところ、航空会社にしっかりやっていただくところかというのは当然あるかと思しますので、先ほど申した、これからもさらなる安全対策を求めていくというところは、やはりこれができて終わりではないというふうには思っておりますので、しっかりと伝えていきたいというところでございます。

○石田（ち）委員

それでも、これは落下物対策ですから、落下物がゼロになる、でないと飛んでもらっては困るわけですよ。これは区も同じ思いだと先ほどおっしゃっていただいたのですけれども、ゼロにならない、ゼロを目指す計画だと。目指してもできないところもありますね。これは聞いていても、部品脱落が8年間で470件ほどでしたか、国土交通省が発表しましたけれども、その部品脱落が見つければ落下物ということになるということなのです。その部品脱落を防ぐ内容がこの総合パッケージにあると区は考えますか。一歩進んだなというふうにおっしゃられたのですけれども、一歩進んでも落下物があったら困るのです。なので、この対策で落下物がゼロにできるということにならなければ、幾ら対策を講じられても飛んでもらっては困るわけですので、それぐらいの認識が区にしっかりあるのかどうか、ちょっと確認させてください。

○鈴木都市計画課長

この案に基づいて、当然ながら区としても落下物がないようにさらに取り組みを進めていただきたいというところは今委員がおっしゃったとおりでございます。

○石田（ち）委員

ぜひ国土交通省に目指す対策ではだめなのだということを、落下物ゼロを目指すのではなくて、ゼロを実現させていただかないと飛んでもらっては困りますということをしっかり言っていただきたいのです。区民の皆さんはみんなそれを望んでいるのです。ぜひお願いします。いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

安全対策、落下物対策についてのさらなる取り組みについては、これからもしっかり求めていきたいと思えます。

○若林委員

先ほど我が会派のほうから、不動産の価値についてちょっと質問をしたのですが、その後安藤委員のほうから、豊中市のいわゆる固定資産税の軽減策、これも私も聞いた覚えがあるのですけれども、これが豊中市の不動産価値が下落をしているという理由にどうつながっているのかというのはちょっと引かかるので、私もこの不動産価値の下落については、さっきあくつ委員も同じことを申し上げたのですが、なかなかしっかりした因果関係があれば国にも何か具体的に求めていくことが当然できるのだろうなと思いつつ、いろいろな資料を閲覧する中でも、なかなか明確に結びつかないという中で、先ほどの安藤委員の言い方は非常に何か低高度で飛行するということが不動産価値が本当に下落していく、その証拠は豊中市の固定資産税の軽減策なのだという理屈づけがあったので、ちょっと今後のために説明いただければありがたいです。

○安藤委員

都議会の中で我が党の白石都議が豊中市へ問い合わせをして、資産価値の下落について、あるのかと問い合わせをしたら、ありますと。で、固定資産税の軽減策もやっているのですよということを知ったということを都議会の質疑の中で紹介しております。

私自身がそういった質疑が行われたということと、あと共産党区議団で豊中市へ調査に行ったときに、実際に現地でもルート直下のところの不動産の価値が低いということも現地の住民の方からそういう話も聞いたというようなことなのですね。私自身ももう少し都議会でやりとりがあった豊中市のことに關しては、ちょっとまだ不勉強なところがあるので、それはしっかりとさらに研究をしていきたいと思えますけれども、そうした質疑が行われたということと、現地で調査で私が見た事実をもって、これは極めて資産価値に対して影響がある事業だと判断せざるを得ないのではないかと、そのほうが自然なのではないかと私は認識していると、そういうことでございました。

○若林委員

ありがとうございます。いわゆる土地の価格が下がると、当然固定資産税が少なくなると、その場合、何で軽減策をわざわざ自治体にするのかなということ、あまり安藤委員がおっしゃるような、これからまた勉強されるということなので、またその成果を見てみたいと思えますが、なかなかこういう場で何か本当に個人的な意見で極めて関連性が高いというご意見はわかるような気もするのですけれども、その程度のお話かなと、私もまた勉強していきたいなということでございます。

○安藤委員

引き続きちょっとそちらに関しては、重大な関心事ですので、研究もしていきたいと思えます。何度か紹介したのですけれども、区内の再開発の大井一丁目南第1地区の住友不動産が販売しているマンションの販売のチラシに、騒音についての影響がこの新ルートが実施されると影響があることがありますということが書かれてしまっているのですね。大手不動産会社がみずからの物件にそうした注意書きを入れざるを得ないということですので、これはいろいろな角度があると思うのですよ。でも、深刻な問題なので、本当に研究していきたいと思えますし、先頭になって頑張りたいと思えます。

それで、私がお伺いしたいのは、ちょっと記録がないものですから、結局今ある記録といたら区長のタウンミーティングの発言なのですね。それは区のホームページに載っていますが、結局それを見ると、やりとりの内容というのは、いろいろご答弁がありましたけれども、結局この計画は容認してしまったなということなのだと判断せざるを得ません。

まず、国策として理解するが、品川区として捉えれば、デメリットしか降ってこない由々しき問題と述べておりますので、区長が理解した機能強化というのは、デメリットしか降ってこないというのは、品川の上を飛ばらなわけであって、これはやはり羽田空港の機能強化というのは、品川区が理解した機能強化というのは、品川区の上を通る新ルートだということも認識をちゃんとされているということだと思います。

伺いたいのは、デメリットと言っていますけれども、改めて区長が言うところのデメリットしかないというのは何なのかというのをちょっとお伺いしたいというふうに思えます。

それと、だから、区長は最後にこう述べているのですけれども、交渉してメリットの提示を約束してもらったと、デメリットしかないのだということを書いて、どうしてもやるのであれば、メリットがあるということ提示してもらいたいということを書いて約束してもらったのだと。その提示される中身を国土交通省にしっかりと実現していただくことが私のとるべき道ではないかと考えているとまで言っているわけですが、これはどう見ても事実として認めたことと同じだと思うのですけれども、こうした容認、理解している立場ではいけないと思うのですけれども、これはどう読んだら、区長の発言を容認ではないというふうに言えるのか、先ほどはデメリットしかない計画だと区長みずからが言っていることとあわせて、私はご説明をお願いしたいと思うのです。

○鈴木都市計画課長

タウンミーティングの場で、区長が羽田の新ルートについては承認しましたとか、飛行ルートを理解していますとか、そういった発言はその場でも、その前も、それ以降も一切してごさいません。区のスタンスというのは、国に対するスタンスというのは、先ほど来申しているとおりでございまして、タウンミーティングの議事録においても飛行を承認しています、国に話をしていますということは流れの中では一切ごさいません。

それで、デメリットについてでございますが、これはまさに区民の方がご心配されていることとイコールになるわけでございますが、やはり落下物の危険性あるいは騒音、環境に対する不安というところが大きなデメリットというところでございます。

それで、この話の流れの中で、やはり非常に影響がこの案は大きいというところは、国のほうにも、タウンミーティングの場でも話させていただいたわけで、そういった非常に影響が大きい品川区に対して、しっかり国のほうでも目を向けていただいて、先ほど来お話ししています例えばデメリットの軽減ですとか、メリットのことについて国のほうでもしっかり考えていただきたいというところをお話ししたわけでございます。

○安藤委員

ちょっと確認したいのですけれども、そう言いますけれども、容認したわけではないと。これまでの区の答弁、立場というのは、デメリットである落下物などへの安全面や騒音などの環境面について、国の責任において地域の皆さんへの不安を払拭することが現段階で何よりも重要だと。不安払拭についての具体的な対応がまだまだ具体的ではないので、その対応を求めているということで、新ルートと機能強化は別で、機能強化というのは一定理解するけれども、新ルートについては容認したわけではないと繰り返されておりますが、機能強化というのと、品川の上を飛ぶということはイコールなわけですよ。

前回ですかね、行財政改革特別委員会の質疑の中でも、当時の課長が新ルートとほかに機能強化で品川の上を飛ぶ以外のルートというのは何か提示されているのですかというような旨の質問に対して、いやこれしかありません的な、そういうことも言っていたと思うのですよ。この区が理解している機能強化と、新ルートというのがイコールだと思うのですね。何かほかにあるのですか。機能強化としての増便は理解する。しかし、それが品川区の上を飛ぶ以外のルートというのは、方策というものはあるのですか。それをちょっとお伺いしたいなと改めて思います。

○鈴木都市計画課長

今の話の中で、増便について理解をするというお話がありましたが、それはこれまでも全く区のほうでは、そういうニュアンスの発言はしてごさいません。増便を理解するという形で発言した記録はないかと思えます。

それで、基本的に国際競争力を強化していく、海外とのつながりを強めていく、インバウンドを増やして、日本国として経済を発展させていくと、そういう必要が今後ありますという国の考え方、ここに一定理解をするというところは繰り返し述べてきたわけでごさいまして、その方策として今確かに示されているのが新ルート飛行案ということでございまして、そこをイコールで増便計画まで理解をしていますということではごさいません。その点でイコールではないというところは再三申し上げているところでごさいます。

それで、今示されているところについては、この飛行ルート案についても、私も国のほうの資料をいろいろ見ましたが、さまざまなルート案の検証がされて、今示されているのがこれだということでご

ざいます。

○安藤委員

私としましては、国が言う機能強化というのは、国際便の増便だというふうに、イコールだと理解していたものですから、今のご答弁ですと、それはまた別だと。かなり話が複雑になってくるのですけれども、何を一体理解して、何を理解していないのか、しっかりまた説明していただきたい。

私が伺ったのは、増便と機能強化がイコールなのか、そこら辺を後で説明してもらいたいのですけれども、それは違うのだと。でも、今回国が示している機能強化策は、新ルート以外の機能強化策というのはあるのですかということなのですよ。それがあり得ないでしょうと。だから、機能強化に理解するという言い方をして、そういうことはあり得るのですかということなのですよ。そういう二重的な表現があり得るのですか。それは私はちょっとわからない。ぜひ答弁をお伺いしたい。

○鈴木都市計画課長

繰り返しになりますが、区のほうで理解を示すと、理解をしておりますという話をさせていただいた内容は、やはり今後海外とのつながりを日本国としても強めて、今後の経済発展のためには、やはりインバウンドの増加、海外とのつながり、国際競争力の強化が必要だという基本的なところについて理解をしていますというところでございます。

国のほうから示されているのは、その機能強化、国際競争力を勝ち抜くための方策として、新ルート案が示されているわけございまして、先ほど来からお話ししている、区のほうで増便についても、新ルート案についてもあわせて理解をしていますというところは、そこは違いますよと、イコールではないですよということは先ほどから再三申し上げているとおりでございまして、その方策として、今国のほうで先ほどもご説明しましたが、いろいろな飛行ルート案を検討した中で、品川区の上空を飛ば案について今その案について示されているというところでございます。

○安藤委員

2020年というのは本当にすぐ、間もなくなのですよ。ですから、そういった都民や区民のどの自治体レベルも批判の矛先を受けたくない。何か増便とか機能強化、新ルートというのを使い分けて、どこも責任をとろうとしない。というような、そういうやり方なのではないかと。私はタウンミーティングの区長発言を見れば、やはり計画を容認した上での条件闘争というのは明らかだと思うのですね。これはしっかり、きっぱりやめて、反対表明をすべきだと思います。それは、絶対そうだと思うのですよ。

それで、さらに言うと、品川区がまだまだ具体的ではありませんということで、先ほど落下物対策も終わりが無いと。これまでもこれからも求め続けていくというような話もありました。ぼやぼやしたら飛びますよ、これは。飛んでも終わりではない。求め続けるでしょうけれども、まず飛ばないための努力をすべきなのではないですか。それをやらないで、これまでも、これからも安全対策を求め続けていくなんて、それはちょっと、私がやるべきことはと区長も言っていましたけれども、区はやるべきことをやっていないですよ。きちんと反対表明をすべきなのです。

対策についても具体的ではないといいますけれども、何がどう具体的になったら区は進めることに納得するのですか。繰り返しますけれども、区はこのまま進めることに納得していないと言うのですよ。それは、方策が具体的ではないから、不安払拭の具体策が具体的ではないからと言っています。

では、ここまで出されたら納得するというものがはっきりあるのですか、伺いたいと思います。

区長はまさにそれを今回の交渉の中で求めてきてしまったのではないですか。これをのんだら、ここ

まで出されたら納得します、このまま進めていいですよ、そういうものを示してきたのではないですか。だからこそ、この陳情では一体区長がどんなことを示してきたのかというのを明らかにしろと出ているわけですよ。しっかりとここまで出されたら納得するというものがはっきりあるのかどうか伺いたいと思います。

○若林委員

委員長。

○鈴木（ひ）委員長

ちょっと待ってくださいね。今の答弁を聞いてからで。

○若林委員

いや、その前に、委員長の仕切りとして。議事進行。

○鈴木（ひ）委員長

議事進行についてということですか。はい、どうぞ。

○若林委員

委員長、この間の安藤委員と石田ちひろ委員の質疑の様子をどのように委員長としてお感じになっておられるでしょうか。冒頭、委員会の中で効率的な運営にご協力くださいということで、委員長からご案内があつて、そして同じお話の繰り返しも含めて、一番問題なのは陳情審査、この陳情の内容について私たち委員会の判断をどう下していくか、下さないかという議論の場ですよ。それが、いつの間にかどうか、終始一貫して品川区または区長にこういう対応をなさいとか、こういう対応をしるとか、そういう何か区と委員間のやりとり、要望、要請、意見陳述みたいな、そういう審査はもうそろそろこれで終わりにして、効率的な委員会運営に移っていただければというふうに申し上げたいと思います。

○鈴木（ひ）委員長

今の若林委員のご意見ですけれども、委員長としては当然のこの陳情の審査に対しての質疑だと思えますし、委員の発言をしっかりと保障することが委員長の役割だと思っております。この陳情項目そのものが今回の区長の国土交通省との交渉に対してしっかりと明らかにしてほしいということですから、まさしくそれに基づいての審査そのものだと思いますし、また2番目のところでは、この計画を白紙撤回するように国と交渉してくださいと、そういうものですから、それを品川区に対してさまざま質疑をしながら求めていくと、そういうふうなところはまさしくこの陳情の審査、そのものだと思いますので、委員の発言は当然保障するべきものだと思っております。（拍手）

〔「議事進行妨害」「ご注意ください。傍聴人に注意してください」

「聞こえなかったよ、委員長の大事な声が」「議事進行妨害」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

ちょっとお待ちください。特に今の質疑を妨げるほどのものではないと判断しております。

それでは今の安藤委員の質問に対して、理事者のほうからのご答弁をお願いしたいと思います。

〔「委員長、正しい」「傍聴人は静かに」「うるさい」「こらっ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

傍聴者の方に申し上げます。今の発言は、お静かにしていただきたいと思います。

委員の皆さんにも申し上げます。お静かにお願いしたいと思います。

野次のほうはやめてください。紳士的にやってください。

○あくつ委員

委員長、質問します。よろしいですか。議事進行にかかわる質問で、この1年間にわたって再三委員の間から中立公正な進行を、運営をお願いしますということが出ていたことは委員長もご留意いただいているかと思うのですが、私も、また先ほど発言をされた若林委員も、また先ほど発言をされた方も委員長経験をされていらっしゃると思います。委員長としては議員の発言を、これは確かに確保しなければいけない、尊重しなければいけない、区民の代表ですから、しっかりとそれは当たり前の話なのですが、やはり時間の議事進行の限度もありますし、まさに自分の会派の委員に対しては、それこそ慎重に配慮しなければいけない。これが委員長だと私は思っています。ですから、そのところをしっかりと配慮していただいて、先ほど若林委員から申し上げたこと、これをしっかりと委員長、ぜひ心に真っ正面に受けとめていただいて、これは円滑な運営を今後も行っていきたい、このように申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木（ひ）委員長

委員長として、私は委員の発言を最大限保障していきたいと思っております。議会というのは、言論の府です。委員というのは、区民の代表としてこの場に参加をして、区民の意見を代表として発言をするという使命を持っているわけですから、そういう思いで、さまざま準備をしながら、そしてこういう質疑を進めているわけですから、しかも今回の今の質問に対しては、この陳情から外れるものでも全くないと思っております。私は自分の会派だからということではありません。公明党であろうが、自民党であろうが、ほかの会派であろうが、どんな発言でも発言をする方にはしっかりと保障していきたいと思っております。

しかも、まだあれですよ、2時間もたっていないわけですよ。そんな中で、時間もありますからということでしたから、内容の問題は一切問題ないと思っております。全くこの陳情に沿った中身以外にどこがずれているのかというのであれば、ずれている中身を指摘してください。

○渡部委員

同じ内容の繰り返しになっていると私は感じておりますし、たぶん今あくつ委員からの発言についてもそのような趣旨が多く見られていることだと思いますので、それはどなたでもわかることですので、ご留意いただきたい。また、改めて傍聴人より不規則な発言ならびに物音がした際には、速やかに注意をいただきたい。

[不規則発言]

○渡部委員

このように話している中にも雑音が聞こえてまいりますので、即注意を願います。

〔「注意を願います」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

審議を妨害されるほどのものではないと判断しております。

そしてですね。

[挙手する者あり]

○鈴木（ひ）委員長

ちょっとお待ちください。委員長が発言しますので。今の渡部委員の発言に対して委員長として発言します。

よくよく委員の発言を聞いていただきたいと思っております。理事者とのやりとりの中で、同じ答弁が返ってくるというふうなことに對して、さまざまな角度から、それぞれ工夫をしながら答弁を引き出す。こ

それが議会の論戦ですよ。そういうところでは、しっかりと他の委員の発言の中身を聞いていただきたいと思います。

議事を進めたいと思います。どうぞ理事者のご答弁をお願いいたします。

○鈴木都市計画課長

先ほどのご質問の中で、区としては再三再四先ほどの落下物対策、騒音対策、区民への丁寧な説明というところで、国のほうも騒音対策についてはこの4月に法改正して、これまでも航空機騒音に対する公共施設等の、学校ですとか、あるいは高齢者施設等、保育園等の防音工事の対象があったわけですが、それを見直して、さらに対象が拡大するような取り組みが進められてきてございます。これも区のほうで再三申し上げた内容なのかなというところでございます。

先ほど来お話ししていますとおり、先ほどの落下物の基準もあわせて、これで区として終わりだということではございませんで、やはりさらなる検討を、国のほうもこれから地域の方、区民の方にフェーズ5なのか、そういった説明をこれからもしていきたいというふうに言っておりますので、現在区としても先ほど申し上げた3点についてしっかり国のほうに申し上げていきたいというところでございます。

○安藤委員

結局ここまで出されたら納得するというのがはっきりあるのかどうかというのがわからないですよ。ですから、特に落下物に関してはゼロにしてもらいたいと区も思っているということですが、それというのは、現実的にはあり得ないことなのです。区の立場は、あり得ないことを区が求めて、それをゼロにしてもらわなければこのルート認めないというわけでもないわけですよ。ですから、結局私が求めているのは、国にこのルートを飛ばさない、実行させないための行動を、区は何をしてくれるのかと、この中では、やはり国との交渉では、前提の条件闘争なのです。それでは、区民の付託に応えられないし、不安を払拭できないというふうに思うのです。

最後にお伺いしますが、国が首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会というのをやっています。安倍首相は、地元の理解を得て、羽田空港の離発着枠増便を実現するというふうな施政方針の演説を述べました。この協議会という場で国は地元の理解を得て、計画を決定しようとしております。次回の協議会で、これはいつになるかというのはわからないのですが、この理解を得た形をとって、国としてこれを決定しようというような、次回で理解を得て決めるのではないかという観測もあります。次回の協議会の開催時期というのはいつと聞いていますか。

それと、この来るべき協議会に向けて、品川区は飛ばさないための努力、区はどんな意思を、どういうふうに反映させるべく行動するのか、この協議会に向けて何をしてくれるのか、これを教えていただきたいと思います。

○鈴木都市計画課長

協議会の次回の開催時期については、聞いてございません。

もう一点につきましては、この新ルート案に対してさまざまな取り組みを進めていくのは、区ではなくて国でございます。国がやるべきことは、やはり区民の方が不安に思っていることについてしっかり区に対して説明していただいて、少しでも不安を払拭していただくというところが区の役割なのかなというところでございます。

○安藤委員

区もこのまま進めることに納得していないと言っているわけですよ。答弁上はですよ。ですから、納

得していないという立場であるにもかかわらず、次回協議会で地元の理解を得たというふうになりかねないという問題があるのです。重要な場面が次回の協議会なのです。このところに区のこのまま進めることは納得しないと、そういう意思というのはどのように反映してくれるのですか。それが、今まで区がとってきた今の立場だというのであれば、この協議会に向けて品川区のそういった首相は地元の理解を得て進めると言っていますけれども、地元は理解していませんということをきちんとちゃんと反映してくれるのですか。そこら辺は大事な問題なので、きちんと伺わせていただきたいと思います。

○鈴木都市計画課長

これも繰り返しになりますが、今区が基本的スタンスとして、あるいは区の考えとして、国のほうにお伝えしているのが、落下物対策と騒音環境の軽減、区民への丁寧な説明というところでございますので、これを今これまでもしてまいりましたが、今しっかり区として行うのは、この3点を国に重ねて要望していくところが区の重要な視点だということでございます。

○安藤委員

この今回の協議会というのは、本当に大事なところなのです。いつ開催されるかわからないとありましたが、極端に言えば1カ月後に開催されるかもしれないのです。その中で、区が求め続けている落下物ゼロの対策は出てこないでしょう。そのほかにも、区がまだまだ具体的でないというものが、まだ具体的ではないというままだ協議会が開かれるということも十分あり得るのですよ。というか、その可能性が強いですよね。そのときに区はどういう判断をするかというのが迫られます。この協議会というのは、区が参加していませんから、別に何もしないということなのですか。でも、国はその協議会の確認をもって地元の理解を得たというふうにやるおそれがあるのですよ。ここはどうか、品川区はその協議会に向けて何をしてくれるのですか。何もしないのですか、そこら辺はどうか、お伺いします。

○鈴木都市計画課長

今国から区の基本的スタンスをお伝えしながら聞いているところは、先ほどもご説明しましたが、これまで同様、地域の方にさらに説明を行っていきますというところを聞いてございます。今お話になった協議会を次回、あるいはいつぐらいにやりますということではなくて、区の要望に対して地域へのさらなる丁寧な説明を行っていきますということを国から聞いてございますので、やはり区としてもしっかり先ほどの3点について国に伝えていきたいというところでございます。

○鈴木（ひ）委員長

ほかはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年陳情第7号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・こども未来からお願いいたします。

○渡部委員

結論を本日出していただくということで、長い審議をさせていただきました。この間、羽田の問題等についていろいろ質問もあり、また行政側からの回答を聞きながら進めてまいりました。とりわけ今回

に関しましても、今まで説明していただいていた内容と全く相違のないお話でございまして、この件についてはしっかりと区民の皆様にも伝わっている話、私たちもそれは承知している話でございまして。

羽田新飛行ルートについてというよりも、首都圏の機能強化について理解をする、それは当然私たちも同じ方向でございまして、インバウンド、また観光資源をこれからどうしていくかですとか、やはり訪れていただく方々、日本の国としてこれから国力をつけていくにも、これは重要なことであって、それは羽田の新飛行ルートとは別、ですから、私たちは、これは当然今2年前の話が出ていますけれども、区議会としても意見書の提出まで至ったのがこの委員会だったと承知しております。

そのような観点から申し上げますと、ここに記載されていること自体がやはり間違っている情報がたぶんあるのかな、まあ伺っていますというのだから、間違えた情報を聞いてしまったのかなというところはございますが、区としてはこの間、区民に対してもしっかりとさまざまな部分、伝えてきているのは間違いないところがございます。そのように私たちも認識しております。この間、私たちもさまざまなところに視察等に行って話を聞いてまいりました。豊中市にも行きました、伊丹市にも聞きました。不動産価値については、私たちは違う話を実は現地でも聞いております。あえてこの場で言うつもりはございませんが、そのようなところもございまして、今回これに関しては不採択とさせていただきます。

○若林委員

結論を出すで、お願いします。

1番については、昨年第4回定例会以降さまざまな委員会質疑、代表・一般質問等で区当局からご説明がたくさんされたということで、報告がされているのだろうという認識で理解をしております。

2番については、これまでも私ども会派としては、計画云々については今の段階で判断を下さずに、継続してまた議論していきましょうという立場でございまして、今回は1番、2番一緒に出されておりますので、結論を出すということで、不採択をお願いいたします。

○安藤委員

本日結論を出すで採択ですけれども、やはりこの問題の重要性に照らして、トップ会談ということで、何が行われたかというのは本当に品川区自身の資料としてもタウンミーティングの簡単な議事録のみということでございます。これは当然区民にとっても重大事ですので、詳しく改めて報告をすべき問題だと思います。

新ルート計画については、やはりしっかりとこれは地元の区議会から反対だという決議を、意思を挙げれば、この計画はとまります。それは、かつての経験でも品川区は飛んでいきましたけれども、区長と区議会の反対で海上ルートに変えさせました。2004年も浦安市で同様のことがあり、市長は保守的な方でしたが、立場は関係なく、この市街地ルートに反対を表明し、市議会もしっかりと反対をし、海上ルートに変えさせたということがございますので、やはり議会としても意見書という話もありますが、しっかりと意思表示を、反対の意思表示をすることがどれだけ今の品川区民の皆さんの不安の解消、そして財産、命、暮らしを守ることにつながるかということを見ますと、当然これは採択をすべき内容だと思います。

○松永委員

本日結論を出す、でございます。我が会派としては、この陳情に関して不採択といたします。

まず、理由といたしまして、1に関しては、先ほども、前回も理事者より国土交通省との会話の内容に関して十分な説明がされているのかなと、我が会派としてはそうした理解をしたものと考えております。

2番に関しましては、まだ十分に区民に説明、また周知がされていない現状がありまして、また総意として2回意見書を提出している立場があります。よって、現段階ではそうした判断に至るのは難しいと考えているため、この陳情に関しては不採択とさせていただきます。

○鈴木（ひ）委員長

それでは、平成30年陳情第7号につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

それでは、平成30年陳情第7号は結論を出すということに決定をいたしました。

先ほどの質疑でそれぞれの方のご意見を伺いましたので、平成30年陳情第7号につきましては、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。平成30年陳情第7号、羽田新ルート計画について、区長の国交省交渉の全容を明らかにするよう求める陳情を採択とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございました。賛成者少数でございます。よって、本件は、不採択と決定いたしました。

以上で請願・陳情審査を終了いたします。

都市環境部の理事者の皆様は、ここで退出していただいて結構です。

長時間にわたりありがとうございました。

2 特定事件調査

区有施設・公有地等活用に関すること

① 公有地等活用に関すること

○鈴木（ひ）委員長

次に、予定表2の特定事件調査を行います。

区有施設・公有地等活用に関することを議題に供します。

本日は、新たに公有地についての情報が出てまいりましたので、取り扱うこととさせていただきます。

それではまず、本件につきまして、理事者のご説明をお願いいたします。

○柏原企画調整課長

それでは、私のほうから公有地の関係で、国家公務員宿舎、国のほうからの動きがございましたので、そちらのほうの情報、それから区の考え方をご報告したいと思います。

資料をご覧ください。こちらのほうの題といたしましては、国家公務員宿舎、最高裁判所大井西・大井東宿舎についてということとさせていただきます。

対象の財産といたしましては、所在地が品川区西大井三丁目5、021番地の2、こちらが土地の地番ということになってございますので、現段階での住居表示、これは資料には書いてございませんが、口頭で申し上げます。建物が2棟建っております、一つが西大井3-11-3、もう一つの建物が西大井3-11-20、住居表示で言いますと、この二つの建物になります。

土地面積等々でございますが、土地の面積が1,644.92㎡、建物が、同じ広さの建物が2棟、先ほど言いましたように2棟建っております、450.64㎡、これが2棟建っております。その

ほか工作物、それから木が立っていたりして、それが38本あるということです。このエリアの用途地域でございますが、第1種低層住居専用地域、高さ制限としては10mの場所でございます、建ぺい率60%、容積率150%でございます。場所、概略図を示させていただいておりますが、西大井三丁目と大井七丁目のちょうど境の部分で、南のほうは大田区山王に近いところでございます。

国からの照会でございます。国からの活用照会ということで来てございまして、平成30年4月18日付の文書で、都市部における介護施設整備の加速化に資するよう地方公共団体の連携のもと、定期借地権による減額貸付等を実施し、国有地のさらなる活用を進めると、こういった趣旨で照会が来たというものでございます。これに対して、国に対して活用の要望があるかどうかという有無の照会が来たというものでございます。

回答期限といたしましては、平成30年5月31日ということでございます。

これもちょっと記載はしてございませんが、今回こういった形で国からの照会では、今までとはちょっと違う流れといいますか、パターンでございまして、今までは大体取得も含めて照会が来て、地元自治体に来ていたものでございますが、今回介護施設の整備の加速化ということを観点に、定期借地権ということと、それから回答期限が5月31日までということで、一月半という回答期限が今までよりも短くなっているというものでございます。

これに対しまして、区の回答の方針といいますか、考え方、現段階の考え方でございます。照会の趣旨を踏まえまして、定期借地権による減額貸付の介護施設整備を基本ということは考えておりますけれども、継続的な活用を図るため、区への売却、要するに区が取得するということをおわせて要望したいというふうに思っております。また、防災性の向上のため、広場機能その他の用途についても活用できるようにということで、これも要望していきたいと思っております。

後段、申しあげました防災の向上といいますのは、こちらのほうの西大井三丁目、大井七丁目地区がこの4月に東京都が災害危険度のランキングを公表いたしました。品川区内では、この西大井三丁目と大井七丁目危険度ではランクが上位にあるというところございまして、そういったところも鑑みまして、そういったこの介護施設以外の機能といいますか、使い方もできるようにということで、あわせて要望したいと思っております。

現段階ではまだ回答してございまして、本委員会等のご意見等も賜りながら回答していきたくというふうに思っております。

○鈴木（ひ）委員長

それでは、本件につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○石田（ち）委員

介護施設ということで、介護施設というのはどのような、具体的にどういうものがあるのかというのと、あと定期借地というのは何年かというののは向こうから来ているのでしょうか、そこがわかれば教えてください。

○柏原企画調整課長

こちらの国のほうの方針といいますか、今回のパターンで言いますと、平成27年の秋に介護施設整備にかかわる国有地の活用ということで、方針が財務省のほうから出てございます。それに沿ったという形になりまして、介護施設のところでございますけれども、法令にのっとり資料ということで、大きく言いますと、例えば特別養護老人ホームであったりとか、認知症のグループホームであったりと

か、社会福祉法に掲げる特別養護老人ホームであったり、それからデイサービスの施設であったり、小規模多機能居宅介護、それから認知症のグループホームであったり、こういったところが対象になるといふことで、ある程度限定された形での活用ということになります。

それから、定期借地の部分でございますが、これは使う用途によってその期限が変わってきますけれども、制度上は10年以上、事業用定期借地ですと10年以上30年というのがあります。それから、一般的借地で言うと50年以上という形になります。一般の場合、例えば特別養護老人ホームは居住系の施設という位置づけになることがありますので、その場合は一般用の定期借地を活用して50年という使い方もできるということでございます。

ただ、国のほうは何年ですよという言い方は今回の照会ではしてきてはございません。

○石田（ち）委員

はい、わかりました。介護施設ということ、特養や認知症グループホーム、デイサービスや小規模多機能とかということですが、売却も要望していく、そして防災性向上のことだったので、そうすると、売却で区が取得できれば、これに限ったものではないものも建てられるということ、地域からの要望としては、特養などの高齢者施設、あと障害者施設、図書館、この近隣には小さな公園しかないの公園、保育園もそうですけれども、さまざまな地域の要望が存在しているのですね。現時点として、区としては周辺住民にどんなニーズがあるかというのは把握されているでしょうか。

○柏原企画調整課長

現段階で、こちらのほうでお話が出ている部分につきまして、代表的なところで申しますと、先ほど申し上げた災害危険度が非常に高いということで、この春に公表されたということもございまして、防災の観点での用途で使えないか。具体的に言いますと、例えば空地といいますか、広場といいますか、という使い方ができないかというのは実際地元の町会の方であるとかというところからのお声は聞いているところでございます。

あと、今委員が例に出されたような部分につきましては、個別には施設という例示は挙がってはおりませんが、区としてもいろいろなニーズがあるであろうというのは想定しているところでございます。

○石田（ち）委員

やはり、貴重な土地ですので、この間も課長から行政需要というのが、いろいろ言葉が出されますけれども、本当にたくさんあると思うのですね。ですので、町会の方だけでなく、住民が参加する公有地活用検討会みたいなものも立ち上げて、地域住民をはじめ、多様な区民の要望を反映した活用を徹底していただきたいと思うのですけれども、ご検討いただけないでしょうか。

○柏原企画調整課長

ニーズの把握といいますか、どのような施設が望まれるかというのは、区としてもこれは大切な知見といいますか、施設を決める上では大切なことであるというふうに思っております。手法はさまざまあると思いますので、やり方というのは検討したいと思っております。ただ今回、考え方としては、取得やほかの用途の使い方もということで要望はさせていただきたいということでご報告させていただいてございますが、現段階で国のほうがこれに対して了と、わかったという答えは一切出ておりませんので、要望を出すのであればどうぞというぐらいの段階でございます。

仮にその取得ができるという形になったときに、国もいわゆる随意契約で区に譲渡しますよという形になると思われまますので、そうしますと、どういう使い方をするのだというのは一定程度縛りというこ

とではないのだと思いますけれども、ある程度こういう用途であれば、そういう取得に向けての交渉は乗れますとか、交渉しますという、たぶんそういう仮に取得という形になっても段取りになると思いますので、現段階でこういう形で決めて交渉していきますというのは、ちょっと不透明な部分がありますが、前段のご質問のニーズに関しましては、さまざまな取得の仕方を検討していきたいというふうに思っています。

○塚本委員

今の質疑にも関連するのですが、売却で取得すると、購入するというふうになったときに、いろいろな使い方ができるのだよという話でございましたけれども、売却するに当たっても、いろいろ国とか都の補助金みたいなものが活用できる場合とか、丸々区の一般会計でみたいな話とか、そういうことというのは、用途によって考えなければいけないところというのはあるのではないかなと思ったりするのですが、その点いかがですか。

○柏原企画調整課長

ちょっと先ほどの議論にも戻る部分があるのですが、仮の話として売却もよしということで国が判断した場合には、これまでの区に対する土地の売却に関しましては、いわゆる公に資するもの、福祉であったり、防災であったり、教育であったり、こういったところに資するものについては、自治体に対して優先的に契約をしますという流れになりますので、そういう使用の用途についてはある程度そういった施設ということで限定といたしますか、考え方を示さなくてはいけないだろうというふうに思っています。

補助金の関係でございますけれども、これまでの例で言いますと、例えば福祉の施設であったり、そういったものための購入ということであれば、補助は一切ございません。単費という形になりますが、1点、ちょっと今これは調べているところなのですが、防災という観点になったときに、こちらのほうのエリアは不燃化の特区のエリアに指定しております。その部分でうまく都の補助制度が使えないかであるとか、それから防災の観点で土地を購入する際に、国費が入ることがあるのですが、それが使えないかというような検討はしております。ただ、ちょっと面積が1,600㎡ということで、比較的面積の小さい100㎡とか、そういうものに関しては都の補助の対象になるというのはわかっておるのですが、これがどこまで対象になるかというのはもう少し研究といたしますか、調査をしなくてはいけないだろうというふうには思っています。

○塚本委員

わかりました。ありがとうございます。ちょっといろいろなところでの検討がどういうふうにしていくのかということであるかと思うのですが、やはりもちろん我が会派からも予算特別委員会の総括質疑でしたか、取り上げさせていただいたところでございますし、地元の要望というのはその際にもどういったものがあるかということで紹介をさせていただいたところでございますので、そういったことをよくよく検討の中に入れていただきながら、とりあえず今は定期借地ということですが、介護施設をということですが、より幅広く研究していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

② 特定事件調査のまとめについて

○鈴木（ひ）委員長

次に、特定事件調査のまとめについてを取り上げます。

前回の委員会で、今期の当委員会におけるまとめについて、基礎自治体のあり方に関することおよび羽田空港の機能強化に関することの2件についてご承認をいただきました。

今回は、残りの区有施設・公有地等活用に関するもののうち、前回の委員会で皆様からご意見を頂戴した庁舎の修繕計画についての項目を追加したものを皆様にご確認いただきたいと考えております。

皆様に配付をさせていただいておりますこのまとめの中で、正副案をお示ししているところです。その分だけちょっと読み上げさせていただきます。

「庁舎の修繕計画について。区政の拠点となり、多くの区民が利用することから、区民の希望と乖離が生じないように、今後の計画を検討すること」、これが正副案でございます。

この案に対して、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございます。それでは、この案文のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございます。

さよう決定をいたします。

それでは、以上で特定事件調査を終了いたします。

3 その他

○鈴木（ひ）委員長

続いて、予定表3のその他を行います。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

特にないようですので、それでは、本日の委員会がこのメンバーの最後の委員会となりますので、この場をおかりいたしまして、正副よりご挨拶をさせていただければと思います。

まず、大沢副委員長よりお願いいたします。

○大沢副委員長

副委員長を1年やらせていただきました。いろいろと羽田の問題、そして今日の審議、いろいろと皆様方には活発なご議論をいただき、より意義深い委員会ができたと思います。これもひとえに委員長の名采配のおかげ、賜物だと思っております。皆さん、非常にご協力いただきましたことを改めて御礼を

申し上げます。理事者の皆様方、ありがとうございました。

○鈴木（ひ）委員長

大沢副委員長、本当に1年間ありがとうございました。また、委員の皆さん、そして理事者の皆さん、1年間ありがとうございました。そして、書記のお二人には視察の手配とかも含めて1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

本当にこの行財政改革特別委員会は羽田の新ルートから児童相談所、それから公有地、庁舎修繕など、テーマも多くて大変活発な委員会になったと思います。特に羽田問題、今日も傍聴者の方がすごく多くて、区民の関心の高さがあらわれていたと思います。残念ながら来年はこの行財政改革特別委員会からテーマが外れることとなりますけれども、建設委員会で引き続いてのご議論をいただければと思います。

児童相談所とか庁舎修繕については、視察も事務局のほうに組んでいただきまして、とても有意義な視察もできたと思います。これはテーマとしてもこれからの行財政改革特別委員会の中でも引き継がれていきますので、引き続いて活かしていただければというふうに思っております。区民のための行財政改革特別委員会ということで、これからも議論を進めていただけたらというふうに思っております。

1年間、本当にありがとうございました。

それでは、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、行財政改革特別委員会を閉会いたします。

皆さん、1年間お疲れさまでした。

○午後3時21分閉会